

(証券コード 8917)

平成29年1月19日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市東難波町五丁目6番9号
ファースト住建株式会社
代表取締役社長 中島雄司

「第18回定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年1月11日付で株主の皆様にご送付いたしました「第18回定時株主総会招集ご通知」につきまして、記載を一部訂正すべき点がございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正事項を掲載いたします。

敬具

記

1. 訂正箇所

株主総会参考書類 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件

2. 訂正内容

訂正箇所は、__（下線）を付して表示しております。

(37頁)

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン導入の目的

(訂正前)

<省略>

また、当社の筆頭株主であり議決権の34.04%を保有する中島興産株式会社は、当社代表取締役中島雄司が同社の代表取締役を兼務しており、現時点において、本プランの適用対象とはなりません。当社と中島興産株式会社との間には、代表取締役以外に役員等の兼務はなく、中島興産株式会社が今後も当社株式等を保有し続けることについての契約等は存在していません。従って、当面は安定株主として当社株式を保有するものと認識されますが、将来は中島興産株式会社の事情や当社の今後の資本政策等により議決権の保有割合が低下する可能性は否定できません。このような状態に至った場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する大規模買付行為が行われる可能性も想定されることから、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上するためには、本プランを設定することが必要であると判断いたしました。

<省略>

(訂正後)

<省略>

また、当社の筆頭株主であり議決権の34.04%を保有する中島興産株式会社は、当社代表取締役中島雄司が同社の代表取締役を兼務しており、現時点において、本プランの適用対象とはなりません。当社と中島興産株式会社との間には、代表取締役以外に役員等の兼務はなく、中島興産株式会社が今後も当社株式等を保有し続けることについての契約等は存在していません。従って、当面は当社代表取締役を始めとする当社役員やその親族等が保有している株式と合わせた39.58%の株式が安定株主として保有されるものと認識しておりますが、将来は中島興産株式会社や役員等の各個人の事情、当社の今後の資本政策等により議決権の保有割合が低下し、当社株式の流動性が増す可能性は否定できません。このような状態に至った場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する大規模買付行為が行われる可能性も想定されることから、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上するためには、本プランを設定することが必要であると判断いたしました。

<省略>

(43頁)

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

2. 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続き

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

(i) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

(訂正前)

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該買付者等に対して要求した後5営業日(初日不算入)以内に当該違反が是正されない場合には、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(訂正後)

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該買付者等に対して要求した後5営業日(初日不算入)以内に当該違反が是正されない場合には、取締役会評価期間が設定される前であっても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(44頁～45頁)

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

2. 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続き

⑥ 取締役会の決議

(訂正前)

<省略>

また、独立委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置発動の決議を行い、または不発動の決議を行わず、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様にご質問の⑦の方法により当社株主総会を招集することができるものとします。

<省略>

(訂正後)

<省略>

また、独立委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。しかしながら、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると当社取締役会が認める場合には、(a) 対抗措置発動の決議を行うか、あるいは、(b) 不発動の決議を行わずに、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様にご質問の⑦の方法により当社株主総会を招集することができるものとします。

<省略>

(47頁)

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

3. 本プランの合理性

(3) 当社判断の客観性・合理性の確保

(訂正前)

③ デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2.(3)に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(訂正後)

③ デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記2.(3)に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

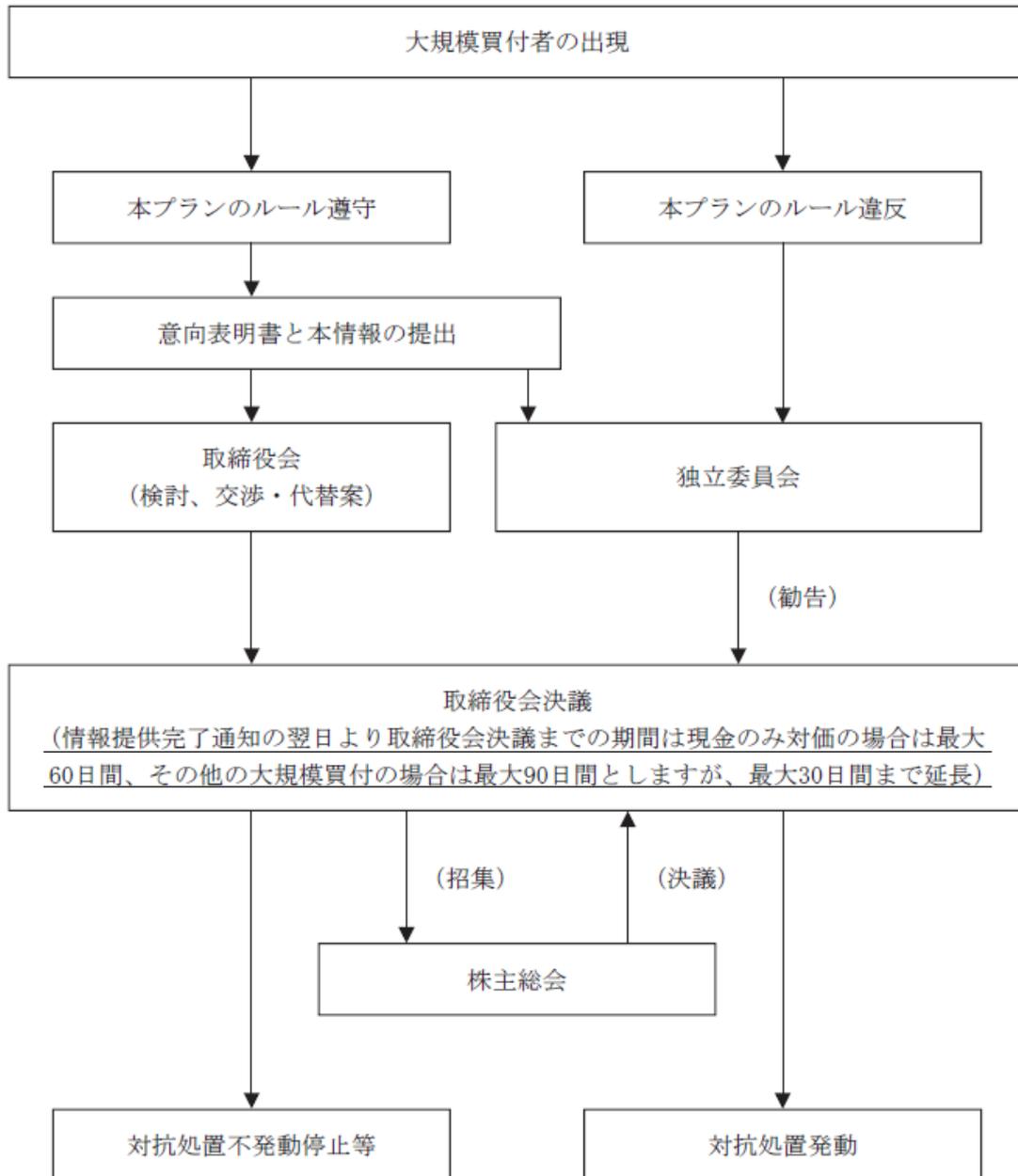
(56頁)

(別紙5) 本プランの概要

(訂正前)

(別紙5)

本プランの概要

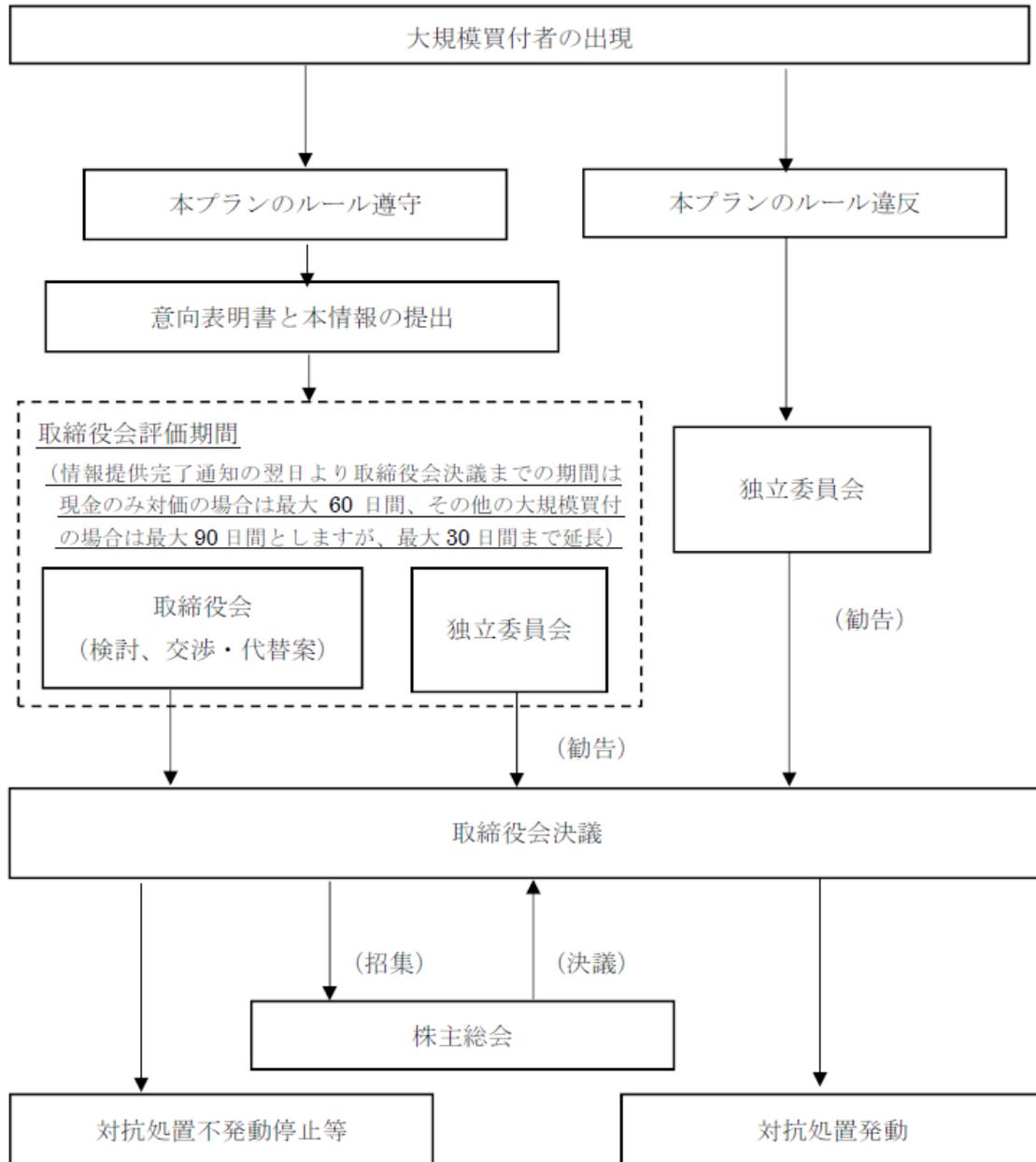


※ 本図は、本プランの手続きの流れに関する概要を記載したものです。詳細につきましては、本文をご参照下さい。

以 上

(訂正後)

(別紙5)



※ 本図は、本プランの手続きの流れに関する概要を記載したものです。詳細につきましては、本文をご参照下さい。

以上

以上